株式の分割に関する基準日設定公告

平成 30 年 3 月 15 日

株主各位

福岡県大野城市仲畑二丁目 3 番 17 号 株式会社プラッツ 代表取締役社長 福山 明利

当社は、平成30年2月9日の取締役会において、平成30年4月1日付をもって当社普通株式1株を4株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成30年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日付をもって、当社定款第 6 条を変更し、5,880,000 株増加して 7,840,000 株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、平成30年4月下旬にお届け住所にお送りする予定です。
- 2. 平成 30 年 4 月 1 日 (日曜日) 付 (実質的には平成 30 年 4 月 2 日 (月曜日) 付) にて、 株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。